

公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センターの会員が受注する業務
委託に係る契約方法等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針（令和5年10月5日厚生労働省）を踏まえ、発注者（公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）がセンターを通じて行う会員への業務委託に係る契約方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規程による契約の相手方は、センターと業務委託に係る契約を締結するすべての者とする。

(契約方法)

第3条 発注者からの業務委託は、発注者、センター、会員の三者間による包括的な契約により実施するものとする。

- 2 前項の契約においては、発注者と会員との間で業務委託に関する契約が成立する。
- 3 発注者とセンターとは、発注者がセンターを通じて会員に対して業務委託をしようとするときは利用契約を締結するものとする。
- 4 前項の契約に係る書式は様式第1号のとおりとする。
- 5 第1項の利用契約に係る基本的事項は約款として別に定める。
- 6 会員が受託する業務に係る就業条件は約款として別に定める。
- 7 就業条件で会員に明示すべきものの書式は様式第2号のとおりとする。
- 8 契約の内容が軽易で、かつ、その履行が容易と認められる契約である場合は、契約書の締結に代え、様式第3号の受任書を発注者交付することができる。

(センターの独自事業)

第4条 センターの行う独自事業その他センターが実施事業所となる場合は、この規程は適用しない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の施行の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にセンターとの業務委託契約締結し、この規程施行後に契約が満了するものの取扱に関しては、なお、従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

鶴ヶ島市シルバー人材センター利用契約書 *契約の内容により変更可能

〇〇〇（以下「発注者」という。）と公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して〇〇〇〇業務（以下「本件」会員業務）という。）を委託するに当たり、次のとおり鶴ヶ島市シルバー人材センター利用契約を締結する。

（会員への業務の委託）

第1条 発注者は、鶴ヶ島市シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

（業務の対価及び支払方法）

第2条 本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金 〇〇〇〇〇 円とする。

（有効期間）

第3条 本契約の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了日の〇カ月前までに発注者又はセンターのいずれかから更新を拒絶する旨の意思表示がなされない限り、本契約の有効期間は、1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

*自動更新の規定は置かないことができる。

（合意管轄）

第4条 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、さいたま地方裁判所をもって第1審の専属的合意裁判所とする。

（その他）

第5条 本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相手方住所

（法人名）

相手方の名称

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1562番地1

公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター

理 事 長 〇 〇 〇 〇

様式第2号（第3条関係）

会員業務仕様書

*契約の内容により適宜変更することができる。

会 員
発 注 者
センター

（会員への業務の委託）

第1条 発注者はセンターを通じて、上記会員に対して、以下に記載する業務（以下「本件会員業務」という。）を委託する。

(1) 本件会員業務 ○○○○作業

(2) 会員業務委託料 ○○○○円

* 計算式や平方メートル当たり等基準単価など会員が報酬額を認識できる額を付記することができる。

(3) 業務を行う就業場所 ○○○○

(4) 業務の履行期限 令和○○年○○月○○日まで

（その他の就業条件）

第2条 前条に定めるもののほか、本件会員業務に係る就業条件は、公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター会員業務就業規約（以下「会員業務就業規約」という。）に定めるところによる。

（その他）

第3条 本仕様書及び会員業務就業規約に定めのない事項については、発注者及びセンターが協議し、かつ、本件会員業務を実施する会員の同意を得て、決定するものとする。本仕様書又は会員業務就業規約の各条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和○○年○○月○○日

様式第3号（第3条関係）

受任書（シルバー人材センター利用契約）

*契約の内容により適宜変更又は付加することができる。

（委託者名）住所

〇〇〇〇 様

〇〇〇〇業務の委託に係る当シルバー人材センターのご利用について以下のとおり受任します。

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1562-1

公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター

理事長 〇〇〇〇

契約金額（後記契約事項2）	契約条件等
〇,〇〇〇円	詳細は後記の契約事項によります。 支払条件：請求書に指定された期日までに、請求書記載の金融機関口座にお振込みいただくか、コンビニエンスストアでお支払いください。なお、振込手数料はお客様（発注者様）にご負担いただきます。
履行期間（後記契約事項3）	履行場所
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	〇〇〇〇
<p><契約事項></p> <p>〇〇〇〇様（以下「発注者」といいます。）と当シルバー人材センター（以下「センター」といいます。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」といいます。）に対して〇〇〇〇業務（以下「本件会員業務」といいます。）を委託するに当たり、シルバー人材センター利用契約を締結します。</p> <p>1 会員への業務の委託について：発注者は公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」といいます。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対してセンターを通じて本件会員業務を委託します。</p> <p>2 業務の対価について：本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいいます。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいいます。）の合計額は、金〇,〇〇〇円とします。*計算式や平方メートル当たり等基準単価など会員が報酬額を認識できる額を付記することができる。</p> <p>3 履行期間について：上欄の履行期間のとおり</p> <p>4 合意管轄について：本契約により生じる権利義務に関する訴訟は、さいたま地方裁判所をもって第1審の専属的合意裁判所とします。</p> <p>5 その他について：本受任書及び利用規約に記載のない事項については、発注者とセンターが協議の上、決めていくものとします。本受任書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とします。</p>	